

大山崎町国民健康保険運営協議会

(令和7年度 第1回)

令和7年8月20日(水) 午後2時から
大山崎町立中央公民館 別館 第1研修室

次第

1. 令和6年度国民健康保険事業特別会計決算について
2. 令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算 第1号(案)について
3. 令和8年度の国民健康保険税率改定に向けて
4. その他

令和7年度第1回国民健康保険運営協議会資料

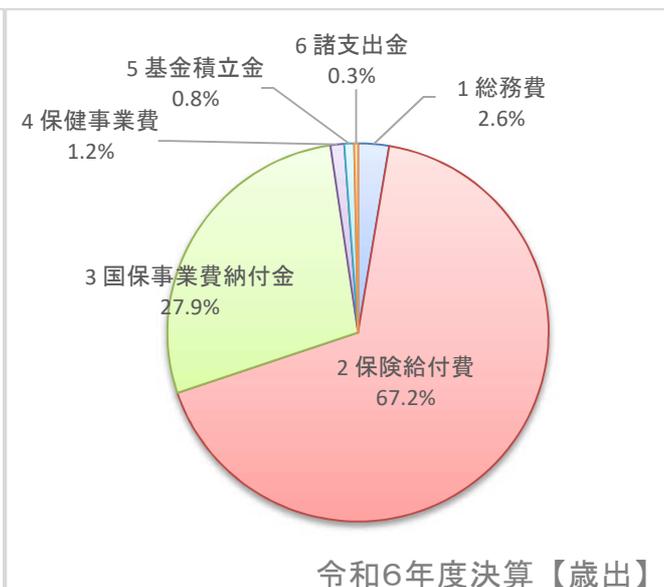
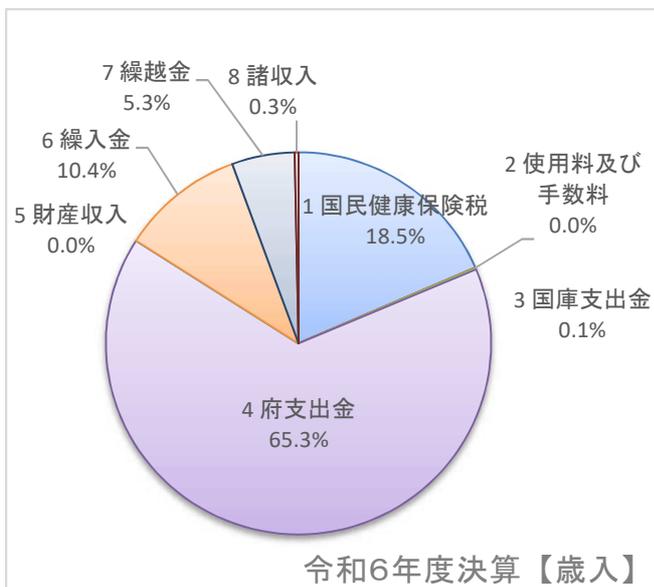
令和6年度国民健康保険事業 特別会計決算について

令和6年度国民健康保険事業特別会計決算

(1) 歳入

(単位：千円)

区分	令和6年度		令和5年度		増減 (a-b)
	決算(a)	全体に対する割合	決算(b)	全体に対する割合	
1 国民健康保険税	一般・現年分	251,518	245,739	5,779	
	一般・滞納繰越分	6,834	5,604	1,230	
	退職・現年分	0	0	0	
	退職・滞納繰越分	0	0	0	
計	258,352	18.5%	251,343	17.8%	7,009
2 使用料及び手数料	148	0.0%	140	0.0%	8
3 国庫支出金	1,992	0.1%	79	0.0%	1,913
4 府支出金	保険給付費等交付金 (普通交付金)	876,208	916,399	▲ 40,191	
	保険給付費等交付金 (特別交付金)	35,439	35,823	▲ 384	
	計	911,647	65.4%	952,222	67.6%
5 財産収入	52	0.0%	6	0.0%	46
6 繰入金	一般会計繰入金 ・保険基盤安定制度分	69,867	68,575	1,292	
	・未就学児均等割保険税繰入金	470	648	▲ 178	
	・産前産後保険税繰入金	84	106	▲ 22	
	・事務費分	33,384	34,134	▲ 750	
	基金繰入金	41,000	18,000	23,000	
計	144,805	10.4%	121,463	8.6%	23,342
7 繰越金	73,620	5.3%	81,914	5.8%	▲ 8,294
8 諸収入	4,482	0.3%	2,555	0.2%	1,927
合計	1,395,098	100.0%	1,409,722	100.0%	▲ 14,624



(2) 歳出

(単位: 千円)

区分	令和6年度		令和5年度		増減 (a-b)	
	決算(a)	全体に対する割合	決算(b)	全体に対する割合		
1 総務費	人件費以外	8,067		8,010	57	
	人件費	26,728		24,538	2,190	
	計	34,795	2.6%	32,548	2,247	
2 保険給付費	一般 (絶対的給付)	877,910		915,490	▲ 37,580	
	その他 (上記以外)	8,757		9,634	▲ 877	
	計	886,667	67.2%	925,124	▲ 38,457	
3 国保事業費 納付金	医療分	243,767		229,736	14,031	
	後期支援分	91,031		94,345	▲ 3,314	
	介護分	33,076		36,112	▲ 3,036	
	計	367,874	27.9%	360,193	7,681	
4 保健事業費		15,241	1.2%	15,201	1.1%	40
5 基金積立金		11,052	0.8%	6	0.0%	11,046
6 諸支出金(償還金・操出金)		4,095	0.3%	3,031	0.2%	1,064
合計		1,319,724	100.0%	1,336,103	100.0%	▲ 16,379

	令和6年度	令和5年度	増減
収支差引額	75,374	73,619	1,755

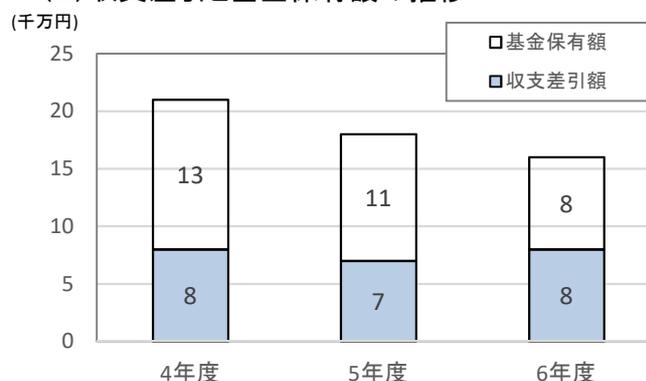
(3) 実質単年度収支 (単位: 千円)

令和4年度末	▲ 16,171
令和5年度末	▲ 26,288
令和6年度末	▲ 28,193

(4) 財政調整基金の推移 (単位: 千円)

令和4年度末	132,885
令和5年度末	114,891
令和6年度末	84,943

(5) 収支差引と基金保有額の推移



【決算の概要】

前年度と比較すると、被保険者数が減少したことにより、歳入総額は約1,400万円の減、歳出総額は1,600万円の減となった。

歳入歳出の差引は7,500万円の黒字となったが、前年度からの繰越金や、基金の積み立て、取り崩し額を加味しない「実質単年度収支」は、3年連続での赤字となっている。

歳出では保険給付費が3,800万円の減となっており、財源として府から交付される普通交付金も4,000万円の減となっている。なお、一人当たりの給付費は増加傾向である。

財政調整基金については、3,000万円の減となった。

納付金が前年度と比較すると微増(700万円、2%)であるのに対し、被保険者数は減少をしており、4年ぶりの税率改定に加え、基金を取り崩し納付金を納める財源としたことによる。

○ 令和6年度国民健康保険事業の状況

(1)被保険者の加入状況

(単位：世帯、人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国保加入世帯数	1,871	1,892	1,881	1,801	1,722
被保険者数	2,880	2,888	2,813	2,645	2,490
(再掲)前期高齢者	1,362	1,320	1,316	1,224	1,116
前期高齢者の割合	47.3%	45.7%	46.8%	46.3%	44.8%
人口	16,348	16,423	16,505	16,594	16,528
国保加入率	17.5%	17.3%	16.4%	15.5%	14.5%

※被保険者数は平均被保険者数。人口及び加入率は、各年度末時点

※前期高齢者とは、65歳から74歳までの被保険者

加入			離脱		
区分	件数		区分	件数	
	5年度	6年度		5年度	6年度
転入	116	55	転出	118	79
社会保険離脱	400	452	社会保険加入	328	377
生活保護廃止	4	3	生活保護開始	8	5
出生	7	2	死亡	20	23
後期高齢者制度離脱	0	0	後期高齢者制度加入	196	191
その他	30	20	その他	32	43
計	557	532	計	702	718

(2)保険税の収納率

現年分

(単位：%)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大山崎町	97.34	97.80	97.83	96.94	97.44
京都府(町村計)	96.69	96.92	96.89	-	-

滞納繰越分

(単位：%)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大山崎町	27.46	31.69	31.15	30.46	35.08
京都府(町村計)	25.21	24.23	26.20	-	-

※医療分・後期高齢者支援分・介護納付金分の合計。居所不明分を除く。

※京都府「国民健康保険事業概要」より

納期限を過ぎ一定期間納付されない場合は督促状を送付し、京都地方税機構へ移管している。

(3)医療費の動向

療養の給付内訳

(単位:件、円、%)

区分	件数	総費用額	構成割合	対前年度伸率	
診療費	入院	523	384,031,886	37.4%	
	入院外	22,885	344,772,512	33.6%	▲ 13.8
	歯科	5,013	67,010,770	6.5%	▲ 5.2
調剤	15,269	188,040,656	18.3%	▲ 5.8	
食事療養・生活療養	503	11,876,664	1.2%	4.6	
訪問看護	284	29,936,650	2.9%	20.4	
合計	43,974	1,025,669,138	100.0%	▲ 4.6	

※食事療養・生活療養の件数()は、入院のうち入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付件数。合計にこの件数は含まれないが、費用額には含まれる

医療給付の内訳

(単位:円)

区分	総費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付	1,025,669,138	756,927,130	231,771,205	36,970,803
療養費等	11,906,537	8,776,998	2,590,758	538,781
合計	1,037,575,675	765,704,128	234,361,963	37,509,584

一人当たり医療費

(単位:円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大山崎町	360,879	376,576	376,876	406,549	411,915

(4)特定健診受診率

(単位:人、%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受診対象者数	2,045	1,981	1,854	1,953
受診者数	912	857	813	848
うち人間ドック	111	146	119	126
受診率	44.6	43.3	43.9	43.4

※受診対象者は、40歳から74歳までの国民健康保険 加入者

※令和5年度まで法定報告値、令和6年度は中間報告値

令和7年度第1回国民健康保険運営協議会資料

令和7年度国民健康保険事業 特別会計補正予算第1号（案） について

○ 令和7年度9月補正予算(案)の概要

国民健康保険事業特別会計の9月補正予算は、以下の2種類。
歳入・歳出それぞれ83,675千円の増額補正を要求します。

- A: 昨年度予算の決算整理
- B: 決算整理以外に必要な予算の補正

1. 歳入

区分	NO	科目など	補正額
A 決算整理	①	繰越金 (令和6年度決算の剰余金)	75,373千円
B 決算整理 以外	②	子ども子育て支援事業費国庫補助金 (歳出④の財源)	8,302千円
合計			83,675千円

2. 歳出

区分	NO	科目など	補正額
A 決算整理	①	財政調整基金への積み立て	73,754千円
	②	国・府への補助金の返還 (令和6年度社会保障税番号制度システム 整備費補助金の超過交付分) (令和6年度保険者努力支援制度(事業費 分)の府超過交付分)	184千円
	③	一般会計への繰出金 (令和6年度決算に基づき、繰入超過分を 一般会計に返還)	1,435千円
B 決算整理 以外	④	基幹業務システム改修委託料 (子ども子育て支援金徴収のためのシステ ム改修)	8,302千円
合計			83,675千円

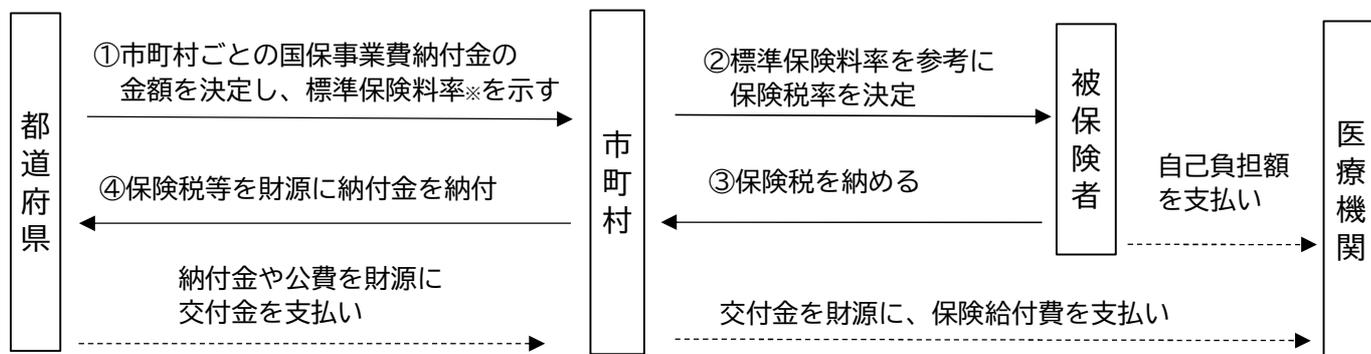
令和8年度の国民健康保険税率改定に向けて

○国民健康保険税率改定へ向けたスケジュール(案)

時期	内容
令和7年11月下旬	町長から運協会長へ、改定について諮問(第2回運営協議会)
令和7年12月～令和8年1月	審議(2回程度)、答申(案)作成、答申(案)意見照会
令和8年1月下旬	運協会長から町長へ答申
令和8年2月～3月	条例改正案を議会に提案
令和8年3月下旬	条例改正案が議会で可決
令和8年4月1日	条例施行

○国民健康保険税と給付の概要

【都道府県、市町村、被保険者、医療機関の関係を示した略図】



※国保事業費納付金を納めるために必要な保険料率

○国民健康保険税率改定について

国保事業費納付金と保険税のバランスを取る必要があります。

京都府から示される「標準保険料率」を参考に保険税率を見直すことで、納付金を納めるために必要となる保険税を過不足なく徴収することができます。

国民健康保険税率の改定状況

- 令和2年度以降、保険税率の据え置きが続いていました。(令和4年度は、コロナ禍における被保険者の方の経済的負担を考慮し据置としました。)
- 令和6年度は、京都府から示された納付金が増加したことや、今後の国保を取り巻く情勢を踏まえ、4年ぶりに保険税率を改定しましたが、財政調整基金を有効に活用することにより、上昇率を抑えました。
- 町では、保険税率の改定は2年に一度見直してきましたが、毎年見直される京都府が示す納付金は今後の動向が不透明であることから、町の保険税についても毎年見直すこととなりました。

【令和7年度の状況】

	所得割	均等割	平等割
府が示す標準保険料率	15.28%	57,660円	34,561円
町の保険税率	13.23%	55,700円	33,800円

※医療分・後期高齢者支援分・介護分の合計

※標準保険料率(市町村算定方式)

令和7年12月の被保険者証等の一斉更新について

現在交付している被保険者証及び資格確認書の有効期限が令和7年12月1日となっています。

つきましては、令和7年11月に下記の通り、書類の一斉更新を予定しています。

【マイナ保険証をお持ちの方】 資格情報のお知らせ(A4)

対 象:マイナンバーカードを持っており、保険証の利用登録をしている方。

受診方法:医療機関受診時は、マイナンバーカードを機械で読み取り。

【マイナ保険証をお持ちでない方】 資格確認書(はがきサイズ)

対 象:マイナンバーカードをお持ちでない方。

マイナンバーカードは持っているが、保険証の利用登録をしていない方。

受診方法:資格確認書を提示。

○従来の被保険者証との変更点

①資格確認書を毎年7月に更新します。

②高齢受給者証(70歳以上)が資格確認書と一体化します。

・各書類の更新頻度

	資格情報のお知らせ	資格確認書
70歳未満	更新予定なし (有効期限なし)	毎年7月に更新 (8月～翌年7月)
70歳以上	毎年7月に更新 (8月～翌年7月)	毎年7月に更新 (8月～翌年7月)

○各証の様式

京都府国民健康保険 被保険者証		有効期限 令和 7年12月 1日
記号番号	崎-0123456	(枝番)01
氏名	大山崎 太郎	
生年月日	昭和30年 1月 1日	
世帯主氏名	大山崎 太郎	
住所	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	
適用開始年月日	令和 6年 4月 1日	
交付年月日	令和 6年 4月 1日	
保険者番号	2 6 0 5 1 3	
保険者名	大山崎町	

更新

京都府国民健康保険 高齢受給者証		
有効期限 令和 7年12月 1日		
交付年月日 令和 7年 8月 1日		
記号・番号		崎 - 0 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1
世帯主	住所	京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺小字夏目3番地
	氏名	大山崎 太郎
被保険者象	氏名	大山崎 太郎
	生年月日	昭和30年 1月 1日
一部の負担割合	2割	
発効期日	令和 7年 8月 1日	
保険者番号並びに 保険者の名称及び印		2 6 0 5 1 3 京都府乙訓郡大山崎町 字円明寺小字夏目3番地 大山崎町

資格確認書に一体化

京都府 国民健康保険資格確認書			
有効期限 令和 8年 7月31日			
交付年月日 令和 7年12月 2日			
記号	崎	番号	0123456 (枝番)01
氏名	大山崎 太郎		性別 男
生年月日	昭和30年 1月 1日		
適用開始年月日	令和 6年 4月 1日		
負担割合・発行期日	2割 ・ 令和 6年 4月 1日		
限度区分・発効期日	** ・ *****		
長期入院該当日	***** 印		
特定疾病区分・発効期日	** ・ *****		
世帯主氏名	大山崎 太郎		
住所	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地		
保険者番号並びに 保険者の名称及び印	2 6 0 5 1 3 大山崎町		

令和 7年12月 1日

資格情報のお知らせ

交付者： 大山崎町
保険者番号： 260513

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	崎	番号	0123456	(枝番)01
氏名	大山崎 太郎			
フリガナ	オオヤマザキ タロウ			
負担割合・発行期日	2割 ・ 令和 7年12月 1日			
有効期限	令和 8年 7月31日			
適用開始年月日	令和 6年 4月 1日			
交付年月日	令和 7年12月 1日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和 7年 12月 1日 発行
交付者： 大山崎町
保険者番号： 260513

記号 崎 番号 0123456 (枝番)01
氏名 大山崎 太郎
負担割合・発行期日 2割
有効期限 令和 8年 7月 31日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です